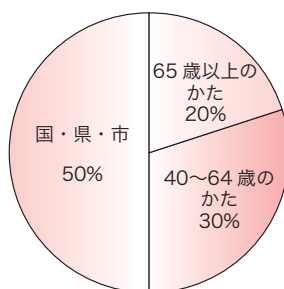


65歳以上のみなさん

介護保険料が改定されます

介護給付の財源内訳



平成20年度に介護保険事業計画の見直しが行われました。これは、3年に一度、高齢者人口やサービスの供給量などを推計して策定するもので、今回は、介護保険法の大幅な改正を踏まえ、平成21年

事業計画の見直しは3年に一度です

介護保険制度は、高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。3年ごとに行われる介護保険事業計画の見直しにより、介護保険料が改定されることになりました。今回は、その見直しの経過や、改定保険料のあらましをお知らせします。

健康福祉課介護保険係 ☎ 1186

給付費の伸びを推計し保険料を改定しました

全国的に高齢化が進む中、鳥羽市においても、下のグラフから分かるように、介護給付費、認定者数ともに増加の

度から23年度までの第4期の計画が策定されました。介護保険制度では、介護給付費(サービスの係る総費用)の半分を国・県・市が負担し、残りの半分の40歳以上のかたに負担していただくことになっています。そのうち、65歳以上のかたに負担していただくことになっている負担割合が、第3期事業計画では19%でしたが、第4期事業計画では20%に改定されました。

分からないときは こちらへ問い合わせてください

【介護保険料の問い合わせは】

- 健康福祉課介護保険係
(市民文化会館1階)

☎ 1186

【要介護認定の問い合わせは】

- 鳥羽志勢広域連合
(志摩市磯部農業就業改善センター2階)

☎ 0599 1050

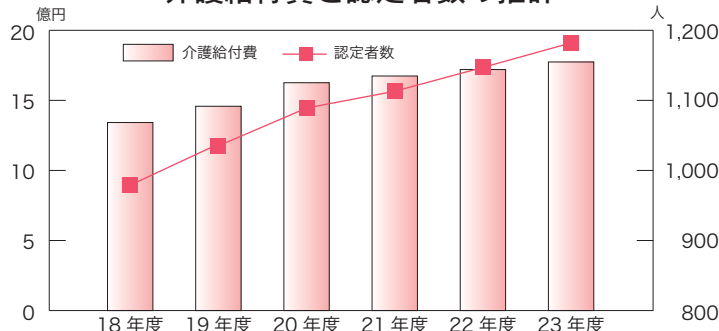
【介護サービスなどの相談は】

- 地域包括支援センター
(保健福祉センターひだまり1階)

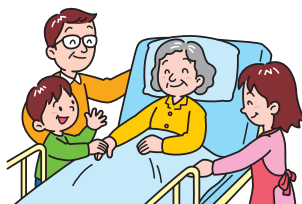
☎ 1182



介護給付費と認定者数の推計



一途が見込まれます。平成23年度には認定者数が1,181人、介護給付費総額は17億2千万円を超えると推計されています。このことから、介護サービスの種類ごとの給付費を積み上げ、全体の伸びを推計した数値を基に介護保険料を改定しました。



65歳以上のかたの保険料

所得段階別区分		負担割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	基準額×0.5	24,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.5	24,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階対象以外	基準額×0.75	36,000円
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	基準額×0.9	43,200円
	本人が市民税非課税	基準額	48,000円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満	基準額×1.15	55,200円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.25	60,000円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	72,000円

※今回の見直し(赤字部分を新設)について

第4段階を細分化し、「世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税」のかたのうち、「前年度合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下」のかたについては、1割の負担が軽減されます。さらに、前年の合計所得金額が125万円未満のかたの所得段階区分(第5段階)を新たに設定し、負担の軽減を図ります。

新しい保険料
基準額は4,000円

65歳以上のかたの保険料の基礎となる基準額は、月額に換算すると4,000円になります。

また、所得段階を、これまでの6段階から7段階に改め、所得の状況に応じたきめ細かな保険料段階を設定しました。

保険料の
お支払い方法は

(特別徴収)
年金額が18万円以上のかたは年金から天引きされます。

(普通徴収)
年金を受給されていないかたや年金額が18万円未満のかたなどは、市から送付する納付書で納めていただきます。

また、年度途中に「65歳に

到達されたかた」や「ほかの市町村から転入されたかた」については、社会保険庁の年金天引きの準備ができるまでの間は普通徴収となります。

お支払いは、便利で納め忘れない口座振替をお勧めします。保険料の納付書、預貯金通帳、通帳届出印をご持参の上、市指定の金融機関かゆうちょ銀行へ申し込んでください。

国の特例交付金について

介護従事者の、離職率が高く人材確保が困難な現状を改善し、質の高い介護サービスを安定的に提供するために、介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、平成21年4月から、介護報酬が引き上げられました。

国では、その介護報酬の引

き上げによる介護保険料の急激な上昇を抑えるために、その上昇分の2分の1に相当する金額を臨時特例交付金として交付し、被保険者のかたの負担を軽減します。

市では、介護保険料の平準化を図るため、その交付金を3年間均等に配分し、介護保険料を設定しました。

7月から
介護用品購入助成事業(おむつ給付)の
助成対象者が拡大され、助成方法が変わります

現在		7月から
対象となるかた	常時おむつを必要とする在宅のかたで、次の要件をすべて満たすかた(生活保護世帯のかたを除く) ・鳥羽市に住民票を持っているかた ・要介護度2以上のかた ・介護保険の給付制限を受けていないかた	・本人が市民税非課税のかた ※病院に入院されている、または、グループホームに入居されているかたも対象となります
	・市民税非課税世帯のかた ・1か月15日以上在宅で介護を受けているかた	
助成方法	半期ごとの請求により助成額を決定し、口座へ振り込み	利用券を配布し、最寄りの協力店で介護用品と引き換え

利用券の配布時期や方法、協力店などくわしくは、広報とば6月1日号でお知らせします。